

## 第24期第35回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年5月31日 午後4時00分から午後5時18分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員（15人）

会長	16番	安田	守		
会長職務代理者	15番	林	雅英		
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本 仁
	4番	矢田	和征	5番	阪 由平
	6番	大橋	豊幸	7番	中村 人
	8番	荒井	一博	9番	玉手 豊典
	10番	高宮	徹	11番	成田 正夫
	12番	山田	浩之	13番	窪田 秀治
	14番	大杉	政夫		

### 4 付議事項

日程第 1	議事録署名委員の指名
〃 2	会務報告
〃 3	報告第 1 号 農地法第4条並びに第5条の規定に基づく意見の聴取（回答）について
〃 4	報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知について
〃 5	議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
〃 6	議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について
〃 7	議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
〃 8	議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請について
〃 9	議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請について
〃 10	議案第 6 号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について
〃 11	議案第 7 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 5 出席職員

事務局長	市村 智 継
農地係長	田 中 聡

### 6 会議概要

別紙のとおり

局 長	<p>時間となりましたので農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は、農繁期中のお忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。本年は雪解けも早く水稻の移植も終わりが見えており、大豆等の播種・移植においても順調に進んでいるところであります。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症についても5月より5類になり、先週末には3年ぶりの夕焼け市も開催されたところでようやく日常生活が戻って来たと感じています。</p> <p>今月の総会は、議案7件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から「第35回長沼町農業委員会総会」を開会します。ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、11番成田委員及び12番山田委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p> <p>日程第3、報告第1号「農地法第4条並びに第5条の規定に基づく意見の聴取について」を議題と致します。</p> <p>事務局から概要の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p>
事務局	<p>ただ今、議案第1号の説明を頂きました。特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。</p>
議 長	<p>許可内容を確認したい。</p>
委 員 事務局	<p>先月の総会で協議いただいた内容を諮問する決まりとなっております、</p>

議長	<p>営農型太陽光発電所の設置について前回協議いただいた同様の内容について許可相当と回答をいただいたところです。</p>
委員	<p>その他質問はありますか。 (なし)</p>
議長	<p>無いようなので、以上で報告第1号を終了いたします。</p>
事務局	<p>日程第4、報告第2号「農地の使用貸借解約通知について」を議題と致します。 事務局から概要の説明をします。 (議案の朗読)</p>
議長	<p>ただ今、議案第2号の説明を頂きました。 特にご質問があればお受けいたします。何かございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>無いようなので、以上で報告第2号を終了いたします。</p>
局長	<p>日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 案件は3件で、1件は5条での転用に向けた合意解約で、後継者の住宅建設に伴う1部解約、集積事業に向けた契約内容の変更に伴う合意解約が2件です。</p>
議長	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
事務局	<p>(議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p>
委員	<p>申請番号1番について申請日が1月であるがなぜか。</p>
事務局	<p>譲渡人の農業者年金受給要件の関係で少し保留になった経緯があります。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願</p>



議長	<p>無いようなので質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る転用計画について」は適当と認めることとします。</p>
局長	<p>日程第7、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から概要の説明をします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は、契約期間満了による法人への賃貸借の更新が1件及び、法人化に伴う賃貸借で同法人への移動が1件でございます。</p>
議長 事務局	<p>以上で概要の説明を終わります。</p> <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、受付番号1番について、22区担当の林代理から現地調査の報告をお願いします。</p>
委員	<p>(現地調査の報告) 林代理</p> <p>15番の林です。</p> <p>受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>この申請は、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の農地で、自身の経営する農業法人に賃貸していましたが、契約期間が満了したことにより更新のため新たに賃貸借の許可申請をしたものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>続きまして、受付番号2番について、29区担当の高宮委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) 高宮委員</p>



議長	<p>で、既存の宅地に隣接した農地に当農業法人の社員でもある息子の住宅建設を目的とするものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。</p> <p>受付番号2番の申請地は、■■■■の町道■■■■と町道■■■■の交差点から町道■■■■の西側に位置する農地で、既存の宅地に隣接した農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。</p> <p>受付番号3番の申請地は、■■■■の町道■■■■と町道■■■■の交差点から町道■■■■の東側に位置する農地で、既存の宅地と町道に挟まれた農地に農業用倉庫を建設するものであり、転用することは、特に問題ないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
局長	<p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p> <p>申請地1につきましては、小集落を形成した字加賀団体に位置し、農業振興地域からはずれた場所にある土地であります。申請地2、3につきましては農業振興地域内の土地ですが、格納庫の建設のためそれぞれ令和5年5月8日、5月12日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地であります。</p> <p>農用地区域内の土地については、用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員 事務局	<p>申請番号1番について札幌在住だが移住者なのか。</p> <p>現在札幌から通いで農業をしている農業法人の従業員（家族）です。このたび長沼に居を構えて農業に従事すると聞いております。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第9、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> <p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(現地調査の報告) 委員</p> <p>2番の山本です。</p> <p>先日の火曜日、阪委員さん、矢田委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。</p> <p>5条申請は2件で、受付番号1番の申請地は、[ ]で町道[ ]と町道[ ]北側に面した都市計画の第1種低層住居専用地域に指定された土地です。</p> <p>周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号2番の申請地は、[ ]で町道[ ]と町道[ ]東側に接した場所にあり、今年1月の総会で転用計画の申請があった場所です。今後も農業に従事する息子の住宅建設ため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から</p>

局長	<p>補足説明をします。</p> <p>申請地1につきましては、都市計画区域内の用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地2につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、農業振興地域内でありかつ第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、農業後継者の息子さんの住宅の建設が目的で、令和5年1月25日に転用計画の承認がなされ 令和5年2月7日付けで農業振興地域の除外がされた土地でありますので、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員 事務局	<p>申請番号2番の図面の確認をしたい。</p> <p>※図面の説明</p>
委員 事務局	<p>申請番号1番の譲受人の職業は。</p> <p>会社員であります。</p>
委員 事務局	<p>申請番号1番の土地は約1反あるがこの面積を購入するのか。またいくらか。</p> <p>売主との協議かと思われませんが分筆にもお金がかかるので1筆すべて購入することで話が終了しているものであります。購入金額は約300万円です。</p>
委員 事務局	<p>申請番号2番の件については3条での法人への賃貸と5条での後継者への使用貸借同時の申請でよろしいか。また、5条申請地が一部重複しているが。</p> <p>農業者年金の関係もあり、今月の総会で3条と5条の同時申請にて処理いたしております。同時申請のため、一部重複しましたが、重複については必要な措置を講じ対処いたします。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>その他(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>議案第5号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請のとおり許可することに決定します。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第10、議案第6号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、2番山本委員、4番矢田委員及び5番阪委員でございます。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) 委員 5番の阪です。</p>
<p>議長</p>	<p>先日の火曜日、山本委員さん、矢田委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。 受付番号1番は、[ ]の道道[ ]から町道[ ] [ ]に位置する急傾斜地にある農地です。 今回申請の関連会社は従前より一時転用の許可を受け、土砂採取と農地の平坦化を実施していますが、引き続き採取期間の延長をするものです。 急勾配な農地で農作業時には危険であり、今後も土砂を搬出し、平坦な農地にするために事業計画の変更は、問題ないものとして調査してきました。</p>
<p>局長</p>	<p>以上で、報告を終わります。 ありがとうございました。 それでは、農地法に基づく農地転用事業計画変更承認許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。 受付番号1番の関連会社は、令和元年6月24日から一時転用の許可を受け、土砂採取と農地の平坦化を実施しています。採取における期間の延長が必要となったことから一時転用の変更をするものであり、変更前と同様に土</p>

議長	<p>砂を採取することにより、農地の平坦化、作業効率の向上が見込まれることから、別添の調査書にあるとおり事業計画の変更は、農地法第5条の許可要件を満たすと考えます。</p>
	<p>以上で補足説明を終わります。</p>
委員 事務局	<p>ただ今、議案第6号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
	<p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員 事務局	<p>進捗状況は。</p>
	<p>進捗が遅れたことによる再申請であるが、採取する岩盤の層が厚く土砂採取が遅れたとの理由であり工期完了予定は令和6年5月31とする計画書が提出されております。進捗状況については確認できませんでした。</p>
委員 事務局	<p>何回も再申請を受けることが出来るのか。</p>
	<p>最終的には農地への復元がなされるものであるもので、工期の変更による再申請は問題ないものと考えております。</p>
委員 事務局	<p>この申請は今回は更新だが開発行為の許可は必要か。</p>
	<p>この申請は一時転用であり最終的には農地に戻ります。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
	<p>議案第6号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>全員賛成ですので、議案第6号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認許可申請について」は、申請のとおり承認し、許可することに決定します。</p>
	<p>日程第11、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局から集積の概要を説明します。</p>
局長	<p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は24件で、北海道農業公社事業の売渡が14件、売買が4件、賃貸借が4件、北海道農</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が2件でございます。          以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年5月17日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。          以上で概要説明を終わります。          引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。          (議案の朗読)</p>
<p>議 長 委 員 事務局</p>	<p>以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。          以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。          ただ今、議案第7号について、事務局から説明がありました。          これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。          申請番号21, 22の申請者は何区に住んでいるのか。また、[ ]の土地は通いで作業をするのか。          4月に新規就農の案件で協議いただいた人で色々と農地を探していましたが、今回は7区の土地と [ ]の土地を賃貸できることとなりそこで作業を行うとのことで集積での賃貸を行ったところです。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>その他質問はありますか。          (な し)</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。          議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。          (全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p>
<p>委 員</p>	<p>以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。          その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。          (な し)</p>
<p>議 長 局 長</p>	<p>無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。          (連絡事項)</p>

会 長

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第35回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。